

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県造林事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 [省略]</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 [省略]</p> <p><u>2 前項の補助金の交付を受ける事業のうち、確実な再造林による森林資源の持続的な循環利用を図るために行う事業に対して、予算の範囲内で補助金を追加して交付するものとする。</u></p> <p>(補助事業の区分及び内容、事業主体並びに補助率)</p> <p>第3条 <u>前条第1項に定める</u>補助金の交付の対象となる事業 <u>(森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金 (以下「森林環境保全整備事業等」という。))</u>の事業区分は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>前項の</u>事業区分ごとの事業内容、補助対象経費、事業主体 (以下「補助事業者」という。) 及び補助率は、別表第2に定めるとおりとし、その事業規模等は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p><u>3 前条第2項に定める補助金の交付の対象となる事業 (以下「再造林等支援事業」という。) の事業区分、補助率及び補助の条件は、別表4に定めるとおりとする。</u></p> <p>(補助金の交付の申請手続等)</p> <p>第4条 補助金の交付の申請は、<u>前条第1項及び第3項に定める事業 (以下「補助事業」という。)</u>が完了した後速やかに行わなければならない。</p> <p>2～4 [省略]</p> <p>5 補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関は、第2項の規定による書類の提出に当たって、納税証明書 (全税目のもの) により県税の滞納がないことを証明又は県税完納情報の提供に係る同意書 (税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。) 及び本人確認書類の写し (補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー (裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする)) を提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合にあつては、その旨の申立書を提出するものとする。</p> <p>6 補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関は、第2項の規定による書類の提出に当たって、別記第3号様式を添えて提出し、税外未収金債務の滞納がないことを誓約しなければならない</p>	<p style="text-align: center;">高知県造林事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 [省略]</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>(補助事業の区分及び内容、事業主体並びに補助率)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業 (以下「補助事業」という。) の事業区分は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 事業区分ごとの事業内容、補助対象経費、事業主体 (以下「補助事業者」という。) 及び補助率は、別表第2に定めるとおりとし、その事業規模は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>(補助金の交付の申請手続等)</p> <p>第4条 補助金の交付の申請は、<u>補助事業の完了</u>した後速やかに行わなければならない。</p> <p>2～4 [省略]</p> <p>5 補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関は、第2項の規定による書類の提出に当たって、納税証明書 (全税目のもの) により県税の滞納がないことを証明又は県税完納情報の提供に係る同意書 (税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。) 及び本人確認書類の写し (補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、<u>健康保険証</u>の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、<u>健康保険証</u>の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー (裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする)、<u>健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号並びに運転免許証の運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。</u>) を提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合にあつては、その旨の申立書を提出するものとする。</p> <p>6 補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関は、第2項の規定による書類の提出に当たって、別記第3号様式を添えて提出し、税外未収金債務の滞納がないことを誓約しなければならない</p>

い。ただし、税外未収金債務の対象とならない行政機関等においては省略できるものとする。

第5条 [省略]

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第5に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付を受けた者の義務)

第7条 [省略]

(1)～(2) [省略]

(3) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内(特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)をする行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式により知事にその旨を届け出なければならないこと。

(4)～(5) [省略]

(6) 補助事業の実施に当たっては、別表第5に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 [省略]

(1)～(12) [省略]

2 前項に該当する場合、再造林等支援事業により追加で交付された補助金の交付の決定についても同様に扱うものとする。

3 公用若しくは公共用又は天災地変その他やむを得ない事由のため、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に補助事業の施行地を転用等する場合は、第1項及び前項の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき知事に協議することができるものとする。

第9条～第12条 [省略]

い。

第5条 [省略]

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付を受けた者の義務)

第7条 [省略]

(1)～(2) [省略]

(3) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内(特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策(特定スギ人工林)にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)をする行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式により知事にその旨を届け出なければならないこと。

(4)～(5) [省略]

(6) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 [省略]

(1)～(12) [省略]

2 公用若しくは公共用又は天災地変その他やむを得ない事由のため、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に補助事業の施行地を転用等する場合は、前項の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき知事に協議することができるものとする。

第9条～第12条 [省略]

(県内発注)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(雑則)

第14条 森林環境保全整備事業等の実施については、この要綱に定めるもののほか、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）及び関連する実施要領等の通知によるものとする。

2～3 [省略]

附 則
[省略]

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。ただし、国の令和7年度事業については、従前の例によるものとする。

[新設]

(雑則)

第13条 造林事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）及び関連する実施要領等の通知によるものとする。

2～3 [省略]

附 則
[省略]

「新設」

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改正後						現行						
別表第1 (第3条関係)						別表第1 (第3条関係)						
事業名	事業区分		事業の種類	造林区分		事業名	事業区分		事業の種類	造林区分		
	大区分	小区分		大区分	小区分		大区分	小区分		大区分	小区分	
森林環境保全整備事業	森林環境保全整備事業		人工造林	再造林 地拵え 伐採前特殊地拵え 特殊地拵え 耕作放棄地への人工造林 竹伐採跡地への人工造林	改良	森林環境保全整備事業	森林環境保全整備事業	人工造林	再造林 地拵え 伐採前特殊地拵え 特殊地拵え 耕作放棄地への人工造林	改良	鳥獣害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、林床保全整備、荒廃竹林整備	
		樹下植栽等		樹下植栽等								
		下刈り		下刈り								
			雪起こし	雪起こし				雪起こし	雪起こし			
			倒木起こし	倒木起こし				倒木起こし	倒木起こし			
			除伐	除伐				除伐	除伐			
			保育間伐	保育間伐				保育間伐	保育間伐			
			更新伐	更新伐				更新伐	更新伐			
			付帯施設等整備	付帯施設等整備				付帯施設等整備	付帯施設等整備		鳥獣害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、林床保全整備、荒廃竹林整備	
			森林作業道	森林作業道				森林作業道	森林作業道			
	特定機能回復事業	森林緊急造成	[省略]	[省略]			特定機能回復事業	森林緊急造成	[省略]	[省略]		
		被害森林整備	人工造林	再造林 地拵え 伐採前特殊地拵え 特殊地拵え 補植	改良			被害森林整備	人工造林	再造林 地拵え 伐採前特殊地拵え 特殊地拵え	改良	
			樹下植栽等	樹下植栽等				樹下植栽等	樹下植栽等			
			下刈り	下刈り				下刈り	下刈り			
			雪起こし	雪起こし				雪起こし	雪起こし			
			倒木起こし	倒木起こし				倒木起こし	倒木起こし			
			除伐	除伐				除伐	除伐			
			保育間伐	保育間伐				保育間伐	保育間伐			
			更新伐	更新伐				更新伐	更新伐			
			付帯施設等整備	付帯施設等整備				付帯施設等整備	付帯施設等整備		鳥獣害防止施設等整備、荒廃竹林整備	
			森林作業道	森林作業道				森林作業道	森林作業道			
			森林保全再生整備	森林保全再生整備				森林保全再生整備	森林保全再生整備		鳥獣害防止施設等整備、鳥獣の誘引捕獲	

			[省略]	[省略]				[省略]	[省略]
	重要インフラ施設 周辺森林 整備					重要インフラ施設 周辺森林 整備			
	林相転換 特別対策	<u>花粉発生源対策タイプ</u>	一貫作業 人工造林 <u>樹下植栽等</u> 下刈り 更新伐 付帯施設等整備	再造林 機械地存え <u>改良</u> 鳥獣害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、林床保全整備		林相転換 特別対策 (特定スギ人工林)	[新設]	一貫作業 人工造林 <u>[新設]</u> 下刈り 更新伐 付帯施設等整備	再造林 機械地存え 鳥獣害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、林床保全整備
		<u>林野火災対策タイプ</u>	<u>人工造林</u> <u>樹下植栽等</u> <u>下刈り</u> <u>雪起こし</u> <u>倒木起こし</u> <u>除伐</u> <u>保育間伐</u> <u>防火林帯整備</u> <u>付帯施設等整備</u>	<u>再造林 地存え</u> <u>改良</u> <u>鳥獣害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、林床保全整備</u>			[新設]	[新設]	[新設]
		<u>野生鳥獣被害対策タイプ</u>	<u>人工造林</u> <u>樹下植栽等</u> <u>下刈り</u> <u>雪起こし</u> <u>倒木起こし</u> <u>除伐</u> <u>保育間伐</u> <u>間伐</u> <u>更新伐</u> <u>緩衝林帯整備</u> <u>付帯施設等整備</u>	<u>再造林 地存え</u> <u>改良</u> <u>鳥獣害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、林床保全整備、荒廃竹林整備</u>			[新設]	[新設]	[新設]

				森林作業道	
		保全松林 緊急保護 整備		[省略]	[省略]
農山漁村 地域整備 交付金（ 森林整備 事業）	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]

		保全松林 緊急保護 整備		[省略]	[省略]
農山漁村 地域整備 交付金（ 森林整備 事業）	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改正後					現行					
別表第2 (第3条関係)					別表第2 (第3条関係)					
事業名	事業区分	事業内容及び補助対象経費	事業主体	補助率	事業名	事業区分	事業内容及び補助対象経費	事業主体	補助率	
森林環境保全整備事業	1 森林環境保全直接支援事業	[省略]	[省略]	[省略]	森林環境保全整備事業	1 森林環境保全直接支援事業	[省略]	[省略]	[省略]	
	2 特定機能回復事業			[省略]		2 特定機能回復事業			[省略]	[省略]
	(1) 森林緊急造成	[省略]	[省略]			(1) 森林緊急造成	[省略]			
	(2) 被害森林整備 ア 人工造林	[省略]	[省略]			(2) 被害森林整備 ア 人工造林	[省略]	<u>1のアに準ずる。</u>	[省略]	
イ～サ [省略]	イ～サ [省略]	イ～サ [省略]		イ～サ [省略]	イ～サ [省略]	イ～サ [省略]				
(3)重要インフラ施設周辺森林整備	[省略]	[省略]	[省略]	(3)重要インフラ施設周辺森林整備	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]		
(4) 林相転換特別対策			(4) 林相転換特別対策				(4) 林相転換特別対策			
<u>①花粉発生源対策タイプ</u>			ア～イ [省略]		<u>特定スギ人工林</u>		<u>(特定スギ人工林)</u>	ア～イ [省略]		
ア～イ [省略]	[省略]			ア～イ [省略]	[省略]					
<u>ウ 樹下植栽等</u>	<u>1のイに準ずる。</u>			[新設]	[新設]					

	<p><u>エ～オ</u> [省略]</p> <p>カ 付帯施設等整備</p> <p>キ 森林作業道整備</p> <p><u>②林野火災対策タイプ</u></p> <p><u>ア 人工造林</u></p> <p><u>イ 樹下植栽等</u></p> <p><u>ウ 下刈り</u></p> <p><u>エ 雪起こし</u></p> <p><u>オ 倒木起こし</u></p> <p><u>カ 除伐</u></p> <p><u>キ 保育間伐</u></p> <p><u>ク 防火林帯整備</u></p> <p><u>ケ 付帯施設等整備</u></p>	<p>[省略]</p> <p>アから<u>オ</u>までのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア)～(ウ) [省略]</p> <p>1のサに準ずる。(ただし、1のサにおいて「アからケまで」とあるのは、「アから<u>オ</u>まで」と読み替える。)</p> <p><u>1のアに準ずる。</u></p> <p><u>1のイに準ずる。</u></p> <p><u>1のウに準ずる。</u></p> <p><u>1のエに準ずる。</u></p> <p><u>1のオに準ずる。</u></p> <p><u>1のカに準ずる。</u></p> <p><u>1のキに準ずる。</u></p> <p>防火林帯の整備を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積とする。</p> <p>アからケまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。</p>				<p><u>ウ～エ</u> [省略]</p> <p>カ 付帯施設等整備</p> <p>キ 森林作業道整備</p> <p>[新設]</p>	<p>アから<u>エ</u>までのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア)～(ウ) [省略]</p> <p>1のサに準ずる。(ただし、1のサにおいて「アからケまで」とあるのは、「アから<u>エ</u>まで」と読み替える。)</p> <p>[新設]</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>サ 付帯施設等整備</p> <p>アからコまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 <u>(ア) 鳥獣害防止施設等整備</u> 1のコの(ア)に準ずる。 <u>(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備</u> 1のコの(イ)に準ずる。 <u>(ウ) 林床保全整備</u> 1のコの(ウ)に準ずる。 <u>(エ) 荒廃竹林整備</u> 1のコの(エ)に準ずる。(ただし、1のコの(エ)において「アからケまで」とあるのは「アからコまで」と読み替える。)</p> <p>シ 森林作業道整備</p> <p>1のサに準ずる。(ただし、1のサにおいて「アからケまで」とあるのは「アからコまで」と読み替える。)</p>		[省略]							
	(5) 保全松林緊急保護整備	[省略]				(5) 保全松林緊急保護整備	[省略]		[省略]	
農山漁村地域整備交付金(森林整備事業)	3 共生環境整備事業(森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業)	[省略]	[省略]	[省略]	農山漁村地域整備交付金(森林整備事業)	3 共生環境整備事業(森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業)	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]
	4 機能回復整備事業(特定森林造成事業)	[省略]	[省略]	[省略]		4 機能回復整備事業(特定森林造成事業)	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]
備考 1～5 [省略]					備考 1～5 [省略]					

<p>6 2の(2)の(ア)に定める人工造林における補植については、<u>山地災害危険地区等の土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所において、2の(2)の(ア)に定める鳥獣害防止施設等整備の施設改良と一体的に行う場合に限り、気象害等又は鳥獣害による枯損率(枯損苗木数/植栽本数)がおおむね30%以上発生した場合に、補植後の植栽密度が、当初植栽した本数を上限とし、2,000本/haを超えない範囲で追加的な植栽を行うことができる。ただし、植栽を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、1回に限り行うことができるものとする。</u></p> <p>7 2の(2)の(ア)に定める鳥獣害防止施設等整備における施設改良(復旧を含む)については、<u>森林環境保全整備事業等により植栽を実施した年度の翌年度の初日から起算して、原則、5年以内に行われるものを補助対象とする。</u></p> <p>8～12 [省略]</p> <p>(付表) [省略]</p> <p>1 [省略]</p> <p>2</p> <p>(1)～(3) [省略]</p> <p>(4) 林相転換特別対策 自助努力では伐採・植替え等の整備が進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する次の事業とする。</p> <p><u>①花粉発生源対策タイプ</u> 林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対策となるスギを主体とする人工林において実施する一貫作業等とする。</p> <p><u>②林野火災対策タイプ</u> 林野火災の危険度が高い地域において、森林の防火機能の向上を図るために実施する人工造林等とする。</p> <p><u>③野生鳥獣被害対策タイプ</u> 野生鳥獣の頭数管理及び棲み分けに取り組む自治体において、生息環境整備のための針広混交林化や広葉樹林化、野生鳥獣の生活圏への出没を防ぐことを目的とした緩衝林帯の整備のために実施する人工造林等とする。</p> <p>(5) [省略]</p> <p>3～4 [省略]</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>6～10 [省略]</p> <p>(付表) [省略]</p> <p>1 [省略]</p> <p>2</p> <p>(1)～(3) [省略]</p> <p>(4) 林相転換特別対策(特定スギ人工林) <u>林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対策となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等とする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(5) [省略]</p> <p>3～4 [省略]</p>
--	--

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改正後			現行		
別表第3 (第3条関係)			別表第3 (第3条関係)		
事業名	事業区分	事業規模等	事業名	事業区分	事業規模等
森林環境保全整備事業	1 森林環境保全直接支援事業	[省略]	森林環境保全整備事業	1 森林環境保全直接支援事業	[省略]
	2 特定機能回復事業 (1) 森林緊急造成 (2) 被害森林整備 (3) 重要インフラ施設周辺森林整備 (4) 林相転換特別対策 <u>①花粉発生源対策タイプ</u> <u>②林野火災対策タイプ</u>	[省略] [省略] [省略] 人工造林、 <u>樹下植栽</u> 及び下刈りにについては、1 施行地の面積が0.1ha以上の森林で行うものとする。 一貫作業及び更新伐については、1 施行地の面積が0.1ha以上、1 伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5haの森林で行うものとし、伐区については連たんしないものとする。 これに加えて、次に掲げる全ての要件に該当すること。 ア～ウ [省略] <u>1 施行地の面積が0.1ha以上の森林で行うものとする。</u> <u>防火林帯整備における伐採は帯状伐採とし、その幅は樹高の2倍程度までとする。</u> <u>これに加えて、次に掲げる全ての要件に該当すること。</u> <u>ア 林野火災特別地域対策事業の実施について(昭和45年6月16日付け45林野保第215号林野庁長官・消防防第344号消防庁長官通知)に基づく林野火災特別地域において行うものであること。</u> <u>イ 事業を実施する都道府県又は市町村の地域防災計画等に防火林帯</u>		[省略] [省略] [省略] [新設] [新設]	[省略] 人工造林及び下刈りにについては、1 施行地の面積が0.1ha以上 <u>であることとする。</u> 一貫作業及び更新伐については、1 施行地の面積が0.1ha以上、1 伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5haの森林で行うものとし、伐区については連たんしないものとする。 これに加えて、次に掲げる全ての要件に該当すること。 ア～ウ [省略] [新設]

	<p>③野生鳥獣被害対策タイプ</p>	<p><u>と一体となった林野火災防止対策が位置づけられていること。</u> <u>ウ 事業実施後に当該防火林帯を管理する者が書面において明らかに</u> <u>なっていること。</u> <u>エ 防火林帯は林道等の周辺で整備するものであること。</u> <u>オ 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。</u></p> <p><u>1 施行地の面積が0.1ha以上の森林で行うものとする。</u> <u>緩衝林帯の整備については、林縁から幅10m以上で実施すること。</u> <u>これに加えて、次に掲げる全ての要件に該当すること。</u> <u>ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年</u> <u>法律第88号）に基づく第二種特定鳥獣管理計画又は鳥獣による農林</u> <u>水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19</u> <u>年法律第134号）に基づく被害防止計画及びこれらの計画に準ずる</u> <u>市町村等が作成する地域の鳥獣被害対策に係る計画又は地域の鳥獣</u> <u>被害対策に関する内容が含まれる計画（確実に位置づけられる見込</u> <u>みであるものも含む）において、頭数管理及び人の生活圏との棲み</u> <u>分けに係る対策が位置づけられていること。</u> <u>イ 野生鳥獣による人身・生活環境等への被害対策として、棲み分け</u> <u>などのゾーニングの考え方、針広混交林化や広葉樹林化を行う区域</u> <u>や整備の考え方、緩衝林帯の整備の方針や実施箇所及び方法、管理</u> <u>者や管理の方針を盛り込んだ事業実施方針があること。</u> <u>ウ 事業実施後に当該緩衝林帯を管理する者が書面において明らかに</u> <u>なっていること。</u></p>		<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>
	<p>(5)保全松林緊急保護整備</p>	<p>[省略]</p>	<p>(5)保全松林緊急保護整備</p>	<p>[省略]</p>	<p>[省略]</p>
<p>農山漁村地域整備交付金（森林整備事業）</p>	<p>[省略]</p>	<p>[省略]</p>	<p>農山漁村地域整備交付金（森林整備事業）</p>	<p>[省略]</p>	<p>[省略]</p>

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改正後			現 行
別表第4 (第3条関係)			[新設]
事業名	事業区分	補助率等	補助の条件
再造林等 支援事業	1 人工造林	<p>ア 森林環境保全整備事業等において査定係数180が適用される場合又は耕作放棄地への人工造林にあつては、知事が別に定める標準経費の90(95)%から森林環境保全整備事業等の補助金額を差し引いた額又は実行経費のうちいずれか低い方以内とする。</p> <p>イ 森林環境保全整備事業等において査定係数170が適用される場合、アの90(95)%を86(91)%に読み替える。</p> <p>ウ 森林環境保全整備事業等において査定係数90が適用される場合で、耕作放棄地でない場合、アの90(95)%を54(59)%に読み替える。</p> <p>エ イ又はウにおいて、林業適地である保安林において指定施業要件で定められた本数が適用される単価区分により植栽された場合は、各数値に4%を加算する。</p> <p>オ アからウにおける括弧内の数字は、人工造林においてコンテナ苗が使用された場合に適用することとする。</p>	<p>1 人工造林 以下のすべてを満たすこと (ア) 森林環境保全整備事業等の採択を受けた者 (イ) 低密度植栽であること (ウ) 林業適地以外で人工造林を行う場合は、広葉樹の植栽本数を半数以上とすること</p>
	2 付帯施設等整備のうち鳥獣害防止施設等整備	1のAからエに準ずる。	2 付帯施設等整備のうち鳥獣害防止施設等整備 1に準ずる
	3 下刈り	知事が別に定める標準経費の18%以内とする。	3 下刈り 以下のすべてを満たすこと (ア) 3回までの下刈りであること (イ) 1で採択を受けたもの又は低密度植栽により植栽されたものであること
備考 1 工種ごとの事業内容は別表第2に準ずる。			
2 実行経費には、別表第2に定める補助対象経費に手数料等及び森林保険料を含めることができるものとする。			
3 低密度植栽とは、1ha当たり2,000本以下の植栽とする。ただし、人工造林において、やむを得ず植栽本数が1ha当たり2,000本を超える場合は、1ha当たり2,500本までの植栽に限り、森林環境保全整備事業等において1ha当たり2,000本が適用される標準経費に上乗せする補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。			
4 保安林にあつては、指定施業要件で定められた本数が適用される区分(最大で1ha当たり3,000本まで)の標準経費に補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。ただし、指定施業要件が1ha当たり2,000本以下の場合にあつては、1ha当たり2,000本の植栽を補助対象上限とし、その範囲内で植栽本数に応じた標準経費に補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。			
5 下刈りの対象林齢は、原則、5年生までとする。ただし、生育不良箇所については10年生まで補助対象とできるものとする。			
6 国有林の分収造林地は、林業適地を定める市町村森林整備計画の対象外であるため、当該森林と一体とみなすことができる周辺の森林が林業適地に設定されていることをもって林業適地とみなすことができる。			

